

## 地震への備えできてますか？

- 家具転倒防止器具の取付費用を補助  
(高年者・障がい者世帯対象)
- 電動ドライバー無料貸出
- 危険ブロックの取り壊しを補助

☎危機管理課へ。 ☎922-0614 ☎922-6591

### 家具転倒防止器具の取付費用を補助

#### ■対象

15歳未満の人・65歳以上の人・障害者手帳を持っている人だけの世帯で、市税等を滞納していない世帯

#### ■補助金額

工事費用の3分の2 (1世帯あたりの上限1万1000円、1000円未満は切り捨て)

#### <確認して下さい>

- 壁にねじで穴を開けて取り付けます。賃貸住宅の人は住宅所有者の同意書が必要です。
- 市内業者発行の見積書を持参して下さい。

#### 無料貸出 電動ドライバー・間柱センサー

対象世帯ではない人には、器具の取り付けに便利な電動ドライバーや壁内の取り付けに適した場所を探す器具を貸し出しています。



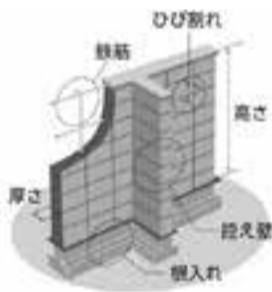
### 危険なブロック塀の撤去費用を補助

基礎部分を含めて撤去する工事の費用を補助します。一部のみの撤去や再設に係る費用は対象外。業者等に依頼する前に危機管理課へ申請して下さい。

#### ■対象

道路・歩道に接し、次項に1つでも該当するブロック塀等。

- 塀の高さが地盤から2.3m以上ある
- 塀の厚さが9cm以下  
(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は14cm以下) である
- 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上の突出した控え壁がない
- コンクリートの基礎(根入れ)がない
- 塀に傾き、ひび割れがある



#### ■補助金額

費用の3分の2 (上限40万円、1000円未満は切り捨て)

## 市議会6月定例会が開会

新議場で初開催

☎庶務課 ☎922-0969 ☎922-3091

市議会6月定例会が、6月1日(木)に開会しました。新庁舎での議会は今回が初。市長提出議案は12議案。主な議案は次のとおり。

- 草加市税条例の一部を改正する条例の制定について…地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の種別割の税率の特例の延長及び見直しなどを行おうとする議案です。
- 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について…移動端末設備(スマートフォン)によるキオスク端末機を使用した印鑑登録証明書の交付申請を可能にしようとする議案です。
- 令和5年度草加市一般会計補正予算(第2号)



しゃべれる傍聴席もあるので、新しくなった議場を見に来てね!

しゃべれる傍聴席は防音室で段差もないため、お子様連れや障がいのある人等どなたでも気軽に傍聴出来ます。



### 人々の心にハーモニー



新しい庁舎にお越しくださった市民の皆さま、お気づきになりましたか?実は新庁舎のオープンにあわせてBGMを流しています。草加市は今年度「音楽都市宣言」30周年を迎えます。その宣言文には「綾瀬のほとりにメロディが流れ、草加のまちなかにリズムあふれる、人々の心にハーモニー生まれ」とあります。

新庁舎でのBGMは、おもてなしの気持ちと、宣言に込めた「音楽を愛する心」を皆さまと共有したいとの思いで始めました。音楽には心を癒してくれたり、強くしてくれる不思議な力がありますよね。私にとっては、学び舎の校歌は「頑張ろう!」と勇気をくれますし、若い頃冬山で遭難しかけた時には、心に好きな曲が流れてきて、落ち着いて行動できた経験があります。

市民の皆さまの心には、どんな音楽が流れているでしょうか。音楽都市宣言30周年を迎える今年度は、豊かな音楽文化を体感していただけるよう、イベントなど様々な取り組みを進めていきます。お気軽にご参加頂き、沢山楽しんで下されば嬉しいです。

是非皆さまの思い出の曲やお好きな音楽の話をお聞かせ下さい。



## 奨学資金貸付制度の活用を

☎総務企画課へ。 ☎922-2619 ☎928-1178

経済的理由で高校・短大・大学・専門学校等への修学が困難な人は奨学資金貸付制度を利用出来ます。貸付開始時期は8月です。

#### ■条件 ①～④全てに該当する人

- ① 市内に1年以上居住している。
- ② 学校長の推薦がある。
- ③ 他の奨学金に相当する貸し付けを受けていない。
- ④ 1年以上原則1都6県(東京・埼玉・神奈川・千葉・群馬・栃木・茨城)居住で市区町村税を完納し、債務を保証できる所得等がある連帯保証人(18歳以上で別世帯居住)が1人いる。

#### ■貸付月額(いずれも無利子)

- 高校・高専・専修学校…国・公立1万円、私立2万円
- 短期大学・大学…国・公立1万5000円、私立3万円

#### ■返済 貸付期間が終了した月の翌月より6か月経過後から、国・公立は貸付期間の2倍、私立は貸付期間の3倍の期間で均等月払い。

#### ■申請方法 総務企画課・サービスセンターで配布する申請書(市ホームページからも入手可)を7月7日(金)までに同課へ。開庁時間外希望者は連絡を。

## 児童を養育している人へ

- ① 児童手当の上限額を下回った人は再申請を
- ② 現況届の提出を

☎子育て支援課 ☎922-1476 ☎922-3274

①所得が表の(3)を下回った人は改めて認定請求書を提出して下さい。

扶養親族等の数	児童養育者の所得額		
	(1)全額支給	(2)特例給付対象	(3)対象外
0人	622万円未満	622万円以上858万円未満	858万円以上
1人	660万円未満	660万円以上896万円未満	896万円以上
2人	698万円未満	698万円以上934万円未満	934万円以上
3人	736万円未満	736万円以上972万円未満	972万円以上
4人	774万円未満	774万円以上1010万円未満	1010万円以上
5人	812万円未満	812万円以上1048万円未満	1048万円以上

②令和4年度から現況届の提出は原則不要となりました。ただし、提出が必要な場合があり、対象者には通知を送付します。通知が届いた人は6月30日(金)までに現況届を提出して下さい。

<注意>通知が届いていなくても令和3年度分の現況届が未提出の人は提出が必要です。令和3年度の現況届が手元に無い人は同課へ連絡を。